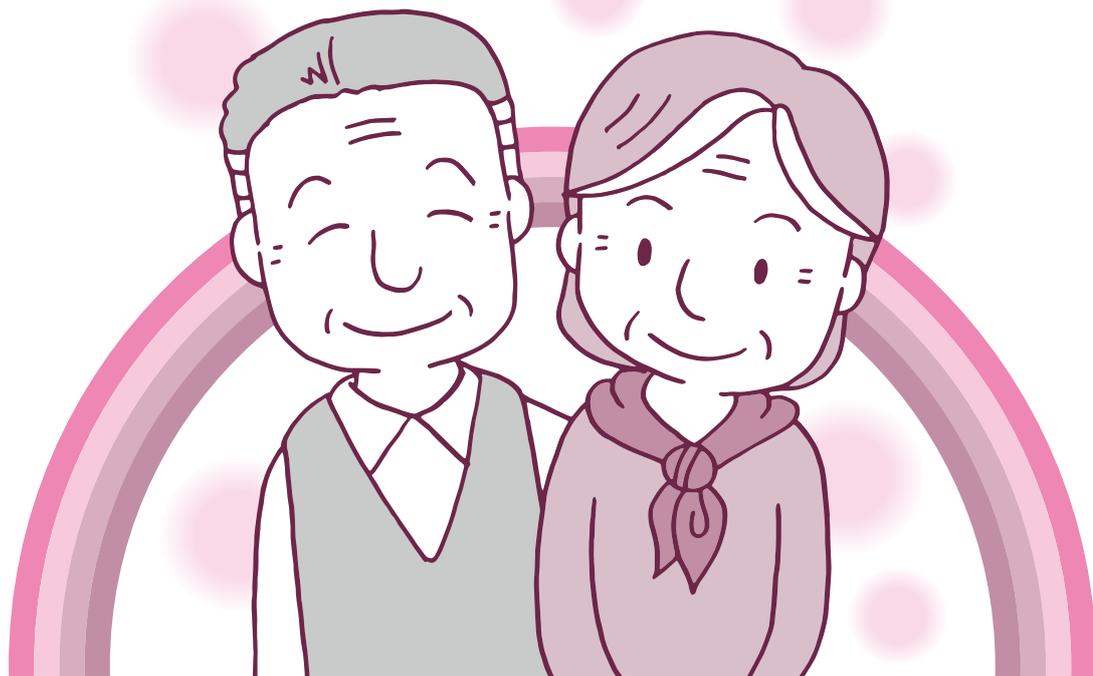


生き生きと暮らせるように



現在、市内の65歳以上の高齢者は約3万6000人。多くの人が健康で自立した生活を送っていますが、支援を必要とする人もいます。皆さんが住み慣れた地域で安心して暮らせるように、市が行っているさまざまなサービスを紹介します。

認知症かも？ 不安になったら

もの忘れ相談予約制

認知症は、早期発見・早期治療により、進行を遅らせたり、症状を軽くしたりできる可能性があります。専門医が応じますので、気軽に相談してください。

日時 9月17日(木)、10月13日(火)
午後1時30分から(1組当たり30分)

会場 福祉部相談室(市役所議会議棟1階)

内容 精神科医による個別相談、福祉サービスの情報提供など

対象 物忘れが気になる人、認知症の不安がある人やその家族など

定員 各3人(先着順)

相談料 無料

申し込み方法 介護保険課(☎201545)へ

成年後見制度利用支援事業

法定後見制度の利用が必要と思われる、申し立てを行う親族がいないう人を対象に、申し立ての支援を行います。

また、それに伴う必要な費用や後見人などの報酬の全部または一部を助成します。

徘徊高齢者等早期発見ステッカー

認知症などによる行方不明者の早期発見や身元確認のため、行方不明になる恐れがある65歳以上の高齢者の緊急連絡先などの個人情報登録し、履物の爪先・かかとに貼るステッカーを交付します。利用料は無料です。

徘徊高齢者等位置探索サービス

徘徊する高齢者などの居場所を早期に発見できる、衛星回線(GPS)を利用した機器を貸し出します。

対象 介護認定を受けている人

基本料(1カ月当たり) 550円

位置情報提供料(1回当たり)

○電話照会: 220円

○インターネット照会: 月2回までは無料。それ以降は110円

現場急行料(1回当たり) 1万1000円

000円

暮らしを見守ります

独居高齢者の見守り支援

70歳以上の一人暮らしで、配食サービス、デイサービス、ホームヘルプサービスなどを週1回以上利用していない人に、2週間に1回乳酸菌飲料を届ける、または毎日定時に自動音声による電話連絡を行うことにより、孤独感の解消と安否確認を行います。利用料は無料です。

独居高齢者ふれあい訪問等サービス

65歳以上で一人暮らしの人を対象に、地区の民生委員などが毎月1回の訪問などを行い、地域社会とのつながりを保ちながら安否確認をします。利用料は無料です。

配食サービス

自分で調理することが困難な人に、栄養バランスの取れた食事を届け、安否確認をします(1月1日～3日を除く毎日の昼食)。

対象Ⅱ週1日以上利用する、おむね65歳以上の一人暮らしまたは高齢者世帯(日中高齢者のみとなる世帯を含む)

利用料(1食当たり)Ⅱ300円

緊急通報装置

自宅での急病や事故の際、ボタンを押すだけで、近所への連絡や救急車の手配などが行われます。

対象Ⅱ65歳以上の一人暮らしまたは高齢者世帯(日中高齢者のみとなる世帯を含む)

利用料(1カ月当たり)Ⅱ市民税所得割非課税世帯は無料。課税世帯は1、100円(オプションで安否確認センサーを設置する場合)



緊急通報装置

合は1、265円)

手当や助成

福祉手当

在宅で65歳以上の寝たきりまたは重度の認知症の人を対象に手当を支給します。

①②は併給できません。また、高齢者の市民税所得割額が16万円以上の場合には対象となりません。

①ねたきり高齢者福祉手当

対象Ⅱ寝たきりで日常生活に介助を要する状態が6カ月以上続いている人

支給額Ⅱ月額1万3、000円

②重度認知症高齢者介護手当

対象Ⅱ重度の認知症により日常生活を営むために常時介護を要する状態が6カ月以上続いている人の介護者

支給額Ⅱ月額1万3、000円

③高齢者及び障害者介護者手当

対象Ⅱ①または②の対象者で3年以上市内に居住し、家族などによる介護を受けている人

支給額Ⅱ月額1万2、000円

住宅改修費の助成

介護が必要な高齢者の住宅改修については、介護保険から上限20万円で、費用の7～9割が支給されます。

それを上回る部分は住宅改修費

として市の助成を受けることができます。工事前の申請が必要となるので、必ず事前に相談してください。

対象Ⅱ介護認定を受けている人

助成限度額Ⅱ市民税所得割非課税

世帯は50万円、課税世帯は26万6、000円(助成率は助成対象となる工事額の3分の2)

はり・きゅう・マッサージ施設利用の助成

市に登録している、はり・きゅう・マッサージ施設での施術料金を助成する券を発行しています。

対象Ⅱ市内在住で市税を滞納していない昭和36年3月までに生まれた人

助成額Ⅱ1枚1、000円分(1

カ月当たり2枚を交付、1回の施術で1枚まで利用可)

利用方法Ⅱはり・きゅう・マッサージ施設で施術を受けるときに券を渡す

そのほかのサービス

移送サービス

医療機関や福祉施設、公的機関などへの移動に利用できます。利用するには事前に登録が必要です。

対象Ⅱ在宅で一人での外出が困難な人で、介護認定を受けている人または障害者手帳や精神障害

者保健福祉手帳、療育手帳を
持っている人

登録料Ⅱ2、400円(4～9月

に申し込んだ人)、1、200円
(10～3月に申し込んだ人)

利用料

○市内：500円
○富里市、酒々井町、栄町、印西市、芝山町、香取市、佐倉市、八街市、神崎町、多古町：700円(本市から車両走行距離が2キロメートル以内の場合は500円)

○そのほか(利用者の自宅から目的地まで30キロメートル以内)：1、500円

オンデマンド交通

市内在住の70歳以上で、介助なしで車両の乗り降りができる人を対象とした乗り合い型の交通機関を運行しています。

自宅から歩いて行ける範囲に降場を設け、目的地の乗降場まで運行します。利用するには事前に登録が必要です。

運行日時Ⅱ月～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前7時30分～午後5時30分

料金(1人1回当たり)Ⅱ500円(月8回まで)

利用方法Ⅱ月～金曜日(祝日・年末年始を除く)の午前8時～午

後5時に、オンデマンド交通専用ダイヤル(☎24・0080)へ。

利用する日の7日前から乗車を希望する30分前までに申し込む

住宅用火災報知器の設置

対象Ⅱ65歳以上の一人暮らしまたは高齢者世帯で、取り付ける住宅の所有者、または所有者の承諾を受けた人

設置料Ⅱ無料(市民税所得割課税世帯は2、750円)

紙おむつの給付

在宅で紙おむつを使用している寝たきりまたは認知症などの人(おむね65歳以上)に紙おむつを無料で宅配します。

寝具乾燥サービス

寝具を自然乾燥させることが困難なおむね65歳以上の一人暮らしの人や高齢者世帯などを対象に、専門業者が自宅を訪問し、寝具の乾燥を無料で行います(利用は月1回まで)。

※くわしくは高齢者福祉課(☎20・1537)へ。もの忘れ相談については介護保険課(☎20・1545)、独居高齢者ふれあい訪問等サービスについては成田市社会福祉協議会(☎27・7755)、移送サービスについてはボランティアセンター(☎27・8010)へ。